



2018年5月21日

各 位

会 社 名 櫻 島 埠 頭 株 式 会 社

代 表 者 役 職 代表取締役社長 氏名 平井 正博

(コード番号：9353 東証第2部)

問 合 せ 先 役 職 取締役(総務部担当) 氏名 増田 康正

電 話 番 号 06-6461-5331

## 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2018年6月27日開催予定の第76回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、2018年10月1日までに国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社普通株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

2018年10月1日をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

##### (3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案及び下記「3. 定款一部変更」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、2018年10月1日をもってその効力が発生するものとしております。

#### 2. 株式併合

##### (1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、中長期的な株価変動等を勘案しつつ、投資単位を東京証券取引所が望ましいとする水準（5万円以上50万円未満）に調整することを目的として、当社株式について10株を1株とする併合（以下、「本株式併合」といいます。）を実施することといたしました。

## (2) 併合の内容

### ①併合する株式の種類

普通株式

### ②併合の方法・割合

2018年10月1日をもって、同年9月30日（実質上9月28日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を、10株につき1株の割合で併合いたします。

### ③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（2018年3月31日現在）	15,400,000株
併合により減少する株式数	13,860,000株
併合後の発行済株式総数	1,540,000株

（注）併合により減少する株式数及び併合後の発行済株式総数は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

## (3) 併合により減少する株主数

2018年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	1,258名（100.00%）	15,400,000株（100.00%）
10株未満	104名（8.3%）	128株（0.0%）
10株以上	1,154名（91.7%）	15,399,872株（100.0%）

上記株主構成を前提として本株式併合を行った場合、10株未満の株式のみ所有されている株主数104名（所有株式数の合計128株）が株主としての地位を失うこととなります。

なお、株式併合の効力発生前に単元未満株式をご所有の株主様は、会社法第192条第1項及び当社定款の規定に基づき、その所有される単元未満株式を買い取るよう、当社に対して請求することも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

## (4) 1株未満の端株が生じる場合の対応

本株式併合の結果、1株に満たない端株が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

## (5) 併合後の発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（2018年10月1日）をもって、本株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

併合前の発行可能株式総数（2018年3月31日現在）	40,000,000株
併合後の発行可能株式総数	4,000,000株

## (6) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案及び下記「3. 定款一部変更」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

## 3. 定款一部変更

### (1) 提案の理由

上記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件として、現行定款第6条（発行可能株式総数および単元株式数）の変更を行うものであります。

なお、本変更につきましては、株式の併合の効力発生日である2018年10月1日をもって効力が生じる旨の附則を設け、同日をもって削除するものといたします。

### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数および単元株式数)	(発行可能株式総数および単元株式数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,000万株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>400万株</u> とする。
2. 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	2. 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
(新設)	<u>附則 第6条の変更は、2018年10月1日をもって効力を生じるものとし、本附則は効力発生日をもってこれを削除する。</u>

### (3) 変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案及び本定款一部変更に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

### (4) 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の日程

取締役会決議日	2018年5月21日
定時株主総会決議日	2018年6月27日(予定)
単元株式数の変更の効力発生日	2018年10月1日(予定)
株式併合の効力発生日	2018年10月1日(予定)
定款一部変更の効力発生日	2018年10月1日(予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は、2018年10月1日ですが、株式売買後の振替手続の関係により、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は2018年9月26日となります。

以上

**【添付資料】**

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ & A

(ご参考)

## 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

### Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更することです。  
この度、当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

### Q2. 株式併合とはどのようなことですか。

A2. 株式併合とは、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式にすることです。  
この度、当社では 10 株を 1 株に併合いたします。

### Q3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A3. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。  
当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。  
あわせて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目標として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施することといたしました。

### Q4. 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

A4. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、2018 年 9 月 30 日（実質上 2018 年 9 月 28 日）の最終の株主名簿に記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。  
また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。  
具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000株	3個	300株	3個	なし
例②	2,400株	2個	240株	2個	なし
例③	1,008株	1個	100株	1個	0.8株
例④	531株	なし	53株	なし	0.1株
例⑤	9株	なし	なし	なし	0.9株

株式併合の結果、1 株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（例③、例④、例⑤）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。端数株式相当分の処分代金は、2018 年 12 月中旬頃にお送りすることを予

定しております。

また、効力発生前のご所有株式が9株以下の株主様(例⑤)は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主様としての地位を失うこととなります。

**Q5. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。**

A5. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りをご請求いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

**Q6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響はありますか。**

A6. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。

株式併合後においては、株主様のご所有の当社株式数は株式併合前の10分の1となりますが、1株あたりの純資産額は株式併合前の10倍となります。

また、理論上の1株当たりの株価は、株式併合前の10倍となります。

**Q7. 株式併合後に受け取る配当金額はどうなりますか。**

A7. 株主様が所有する当社株式数は株式併合により10分の1となりますが、株式併合の効力発生後においては、併合割合(10株を1株に併合)を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額が変動することはありません。

但し、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

**Q8. 株主が手続きをする必要はありますか。**

A8. 特に必要なお手続きはございません。

**【お問い合わせ先】**

単元株式数の変更及び株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒541-8502

大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電話(通話無料) 0120-094-777

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

以 上